

◇大阪市立青少年野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立信太山青少年野外活動センターについて、体育館冷暖房設備使用料を新設することにしました。
- 2 この規則は、令和8年6月1日から施行することにしました。

(こども青少年局企画部青少年課)